

くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

本条例は、県産酒による乾杯の推進を通じて県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目指し、平成30年12月に公布・施行された。制定当時は、女子ハンドボール世界選手権大会など国際スポーツ大会の開催直前であり、大会を通じて県産酒を県内外に発信するとともに、県民一人一人の絆を紡ぎながら、熊本地震からの創造的復興にもつながるよう取組が推進されていた。

その後、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、懇親会などの会合が激減し、県産酒で乾杯を行う機会も減少した。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられて以降、懇親会などの開催は増えてきているものの、県産酒で乾杯する機運は戻っていない状況にある。

また、令和2年7月豪雨により、球磨焼酎の蔵元が大きな被害を受けており、昨今では酒造用原料米の価格高騰などコスト上昇により、蔵元の酒造りも大変厳しい状況に置かれている。

一方で、TSMCの本県への進出や阿蘇くまもと空港の国際線増便など、熊本は「世界に広がる存在」となりつつあり、海外との往来も活発となっている。あわせて、令和6年12月に我が国の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本酒や焼酎などこうじを用いた国産酒が注目を集めており、県産酒を国内外に向けてPRする絶好の機会が到来している。

よって、熊本県議会は、くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に向け、下記の事項について県民と協働して取り組んでいくことで、県産酒を愛飲する機運を醸成し、本県経済の活性化及び郷土愛の醸成を期するものである。

記

- 1 酒席では、必ず県産酒による乾杯を行い、杯を交わすことで県民一人一人の絆をつなぐよう努めること。
- 2 本県経済の活性化に寄与している県産酒を愛飲し、国内外に広く発信するよう努めること。
- 3 郷土の自然から生まれ、多くの先達により育まれてきた本県の酒文化をめぐること。

以上、決議する。

令和7年3月19日

熊 本 県 議 会